

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40%
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40%
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40%
	手数料負担者は 求人者 とします。
*上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

当該求職者の入社日をご請求日とし、10日以内にお支払いをお願いいたします。

【 払 戻 金 制 度 】

紹介手数料の発生後、被採用者の自己都合退職、又は、就業規則で規定する懲戒解雇となった場合、下記制度に基づき返金致します。

- ▶ 被採用者の就労開始から1か月以内の退職：紹介手数料の75%
- ▶ 被採用者の就労開始から3か月以内の退職：紹介手数料の50%

上記以外の退職(被採用者の責によらない退職、被採用者の疾病・負傷・死亡・分娩、天災事変等の不測の事態、その他被採用者の・当会社の免責が妥当とされる事由)の場合払戻金制度は適応されません。

27-ユ-304218

許可番号

事業所の名称

高島工業株式会社

事業所の所在地

大阪府八尾市楠根町5-20 3階

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金 0 円 活動1日あたり 0 円 (または、活動1時間あたり 0 円) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内 定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間 が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われ る賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて いる額)の 40% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

当該求職者の入社日をご請求日とし、10日以内にお支払いをお願いいたします。

【 払 戻 金 制 度 】

紹介手数料の発生後、被採用者の自己都合退職、又は、就業規則で規定する懲戒解雇となった場合、下記制度に基づき返金致します。

- ▶ 被採用者の就労開始から1か月以内の退職：紹介手数料の75%
- ▶ 被採用者の就労開始から3か月以内の退職：紹介手数料の50%

上記以外の退職(被採用者の責によらない退職、被採用者の疾病・負傷・死亡・分娩、天災事変等の不測の事態、その他被採用者の・当会社の免責が妥当とされる事由)の場合払戻金制度は適応されません。

27-ユ-304218

許可番号

事業所の名称

高島工業株式会社

事業所の所在地

大阪府八尾市楠根町5-20 3階

様式例第3号-3 【再就職支援型】

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>0 円</u>
	相談・助言終了時 <u>0 円</u>
	成功報酬 <u>0 円</u>
	手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬
	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)
	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%</u>
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)
	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%</u>
	手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

当該求職者の入社日をご請求日とし、10日以内にお支払いをお願いいたします。

【 払 戻 金 制 度 】

紹介手数料の発生後、被採用者の自己都合退職、又は、就業規則で規定する懲戒解雇となった場合、下記制度に基づき返金致します。

- ▶ 被採用者の就労開始から1か月以内の退職：紹介手数料の75%
- ▶ 被採用者の就労開始から3か月以内の退職：紹介手数料の50%

上記以外の退職(被採用者の責によらない退職、被採用者の疾病・負傷・死亡・分娩、天災事変等の不測の事態、その他被採用者の・当会社の免責が妥当とされる事由)の場合払戻金制度は適応されません。

許可番号

27-ユ-304218

事業所の名称

高島工業株式会社

事業所の所在地

大阪府八尾市楠根町5-20 3階